「花とみどりの三重づくり基本計画(仮称)」 素案に対するご意見と県の考え方 ○意見募集期間:令和5年10月12日(木)から令和5年11月10日(金)まで

○意見内容:7名より20件のご意見をいただきました。

	基本計画の項目	意見数
計画全船	ը Σ	2件
第1章	はじめに	1件
第2章	花とみどりを取り巻く現状	6件
第3章	計画の基本的な方針	2件
第4章	基本的施策の展開	7件
第5章	計画の実現に向けて	2件
_	合計	20件

○寄せられたご意見に対する対応状況

対応区分	意見数
①反映 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	7件
②参考 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせて いただくもの	13件
合計	20件

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
1	全般	県景観計画、県広域緑地計画及び市町の緑の基本計画などとの関連はないのでしょうか。あれば少し説明があった方がよいのでは。又、他に農林水産部の制度で行っている取組はないのでしょうか。 (森林公園、自然公園施設等の取組とか活用だけなのでしょうか)	条例では、花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしています。そのため、本計画では、基本的施策9(県民及び事業者の理解の増進等)の花とみどりを活用するための仕組みづくりとして、三重県景観計画および三重県広域緑地計画に基づく取組を行うこととしています。また、農林水産部関係の取組として、森林公園、自然公園施設等における取組のほか、花き生産者の育成・支援、県産花きの生産技術の向上、花とみどりの情報の提供やイベント等の開催などを本計画に位置付けています。	②参考
2	全般	公共施設(学校、庁舎、など公共建築物)に緑化が少ない。公共から理想となる緑化を進めることで県民に大切さ、必要性を示してほしいです。特に学校にはみどりがいっぱい必要だと思います。 この基本計画は早急に市町村にも広げて下さい。	本計画では、庁舎や学校も含めた公共施設も対象として、花とみどりの活用を推進していくこととしています。花とみどりの大切さ、重要性の理解につながるよう啓発活動を行います。 取組の推進にあたっては、市町と連携・協働していくとともに、市町においても、その地域の特性に応じ、市町が管理する施設等の緑化・美化を進めるなど、県からも花とみどりの活用の積極的な推進が図られるよう働きかけてまいります。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
3	第1章 5 花とみどりの効用	「道路沿道の街路樹や・・」のところの「道路沿道の」の部分は不要では。道路緑化による効果の欄に「街路樹等の道路沿道のみどりは・・」とあり、道路敷外の沿道のみどりとしての樹木の意味あいも含めているのでしょうか。場所にもよりますが、道路の景観形成にとって道路法面、沿道のみどりは重要と思います。	本計画では、道路法面も含む道路敷内を対象としていることから、「景観形成につながる効果」および「道路緑化による効果」についての記述を修正しました。	①反映 【最終案 P 4
4	第2章 1 近年の社会情勢	(2)「グリーンインフラ」に関する取組 第三次国土形成計画(閣議決定)の文面は閣議 決定本文と注釈を混合し、アレンジしている 為、多様な機能の括弧書きの説明が省かれてい て正確性に欠けると思います。又グリーンイン フラとはどういうものなのか、具体的なことを 示さないと自然環境が有する多様な機能という 表現だけでは一般県民には理解できないので は。	「グリーンインフラ」に関する取組が伝わりやすくなるよう、記述を修正するとともに、「グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例」についての図を追加し、具体的な内容を示しました。	①反映 最終案 P7~8
5	第2章 1 近年の社会情勢	最近の異常気象による降雨などに対して、生態系を活かした防災・減災対策(Eco-DRR)の取組も必要ではないのでしょうか。(P27道路空間のグリーン化に関連した項目として)	本計画では、花とみどりの活用の推進を図ることを目的としたグリーンインフラに関する取組を行います。その取組が、防災・減災対策(Eco-DRR)の取組にもつながると認識しています。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
6	第2章 1 近年の社会情勢	(3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進 近年、太陽光発電のため里山伐採が行われている。これはCO2の吸着量が減るだけでなく、パネルの表面温度により直接的に空気が温められ気温上昇に直結する。雨水流出や山間部では法面崩壊なども考えられます。大規模な里山伐採による太陽光発電事業の許可について検討して頂きたい。パネルの製造、設置、メンテ、交換、廃棄、すべてでCO2が排出されます。太陽光発電事業者は事業であり環境のためではありません。CO2の吸着は貴重で重要です。脱炭素で検討してください。	条例は、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしており、樹木の伐採等を規制によりコントロールすることを目的とした内容ではないため、本計画では、花とみどりの活用の推進に向け、県民及び事業者等の理解増進や気運醸成に取り組むこととしています。	②参考
7	第2章 2 県内の花とみどりの状 況	(1)県民の意識・活動状況 ③切り花・園芸用品(園芸植物)の1世帯当たりの年間購入金額 若年層の花の購入金額が低いとかなり強調されて書いてある。若年層が花を買わないのがいけないのでしょうか。いろいろな物価が高騰する中で、花を買う余裕はありません。若年層を悪者にするようなことを書かないでほしい。	若年層だけでなく、30代、40代の年間購入金額も低い傾向にあることから、表現を修正しました。本計画では、子どもたちを対象にした花壇づくり等の花育に取り組むとともに、花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や活用事例等に関する情報発信に取り組むことで、若い世代を含む多くの皆さんが、花とみどりにふれあい、花とみどりの効用に対する理解を深めることで、その活用に対する気運の醸成を図ってまいります。	①反映 〔最終案 P11

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
8	元	花とみどりは、2ページにおいて「観賞用の植物」、「街路樹等」と定義されている。 9ページ(2)では熊野古道等の景観や、10ページ(3)では森林公園や自然公園について言及されているが、これらの場所にある森林等の緑は、元々自然に生えているもの(植林されたものもあるが観賞目的で植えたものではない。)であり、2ページの花とみどりの説明に該当するものではないと考えられる。 基本的施策において、これらの場所についての取組に言及があるが、そもそも施策の対象とするのがおかしい。	条例では、「花とみどり」を「観賞用の植物」と「街路樹等」と定義しており、「街路樹等」は「街路樹その他良好な景観の形成に資する植物」としているため、各地域の景観の特性として掲載しています。また、森林公園や自然公園は、花とみどりを活用した取組を行う場所として重要な場所であると考えています	②参考
9	第2章 2 県内の花とみどりの状 況	(4)街路樹の維持管理の現状とにかくブツ切りしない、という所からスタート。 街路樹がブツ切りにされている現状について、理由のほとんどは近隣住民、店舗経営者からの苦情が原因であると思います。そのため清掃活動に協力金を交付するなどして自治体から街路樹管理に参加して街路樹への意識向上が必要であると思います。マネジメントのやり方次第では全ての街路樹は景観に配慮する道路に出来るとおもいます。その他に店舗建設後に「看板が見えないから街路樹を撤去」などの要望は受け入れてはいけません。論外	街路樹の機能をより効果的に発揮させるために「三重 県街路樹マネジメント方針」に基づき、路線や地域の 特性をふまえ、それぞれの道路で求められる機能に応 じた適切な管理を行います。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
10	第3章 取組の視点	多様な主体の連携協力の取組視点で条例第三条 にもあるとおり、国との連携協力も必要では。	取組の視点「花とみどりでつなぐ」の説明において、連携・協働する主体として「国」を追記し、条例に定める内容と整合を図りました。 計画の推進にあたっては、国との連携・協働が必要であると考えておりますので、連携を促進できるよう、本県から働きかけを行ってまいります。	①反映 〔最終案 P20
11	第3章 実現イメージ	令和6年度から令和9年度の期間に係る本計画については、「土台づくり」との位置付けですが、次期計画や将来計画のスパン・スケジュール感が不透明であり、いつまでに条例が「めざす姿の実現」がなされるのかについて、示す必要があるのではないでしょうか。	本計画は、令和6年度から令和9年度の4年間としており、4年ごとに見直しをする予定ですので、実現イメージの図へ追記しました。 4年間の目標を定めた計画を策定し、取組を進めた結果を検証し、次期計画へ反映するサイクルを重ねることで、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」をめざします。	①反映 〔最終案 P21
12	第4章 基本的施策の展開	市町が主体となる場合と県が市町へ支援をする場合があると思われるので、県の欄も含め主体、支援、制度しくみありに分けた色塗りにした方が分かりやすいのでは。	条例では、県、国、市町、県民及び事業者等を主体としています。 このことから、各基本的施策の「取組ごとの主体と支援内容表」では、取組ごとの主体と、県民・事業者への支援内容の有無について記載しています。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
13	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上 取組2:道路のグリーン化 降雨災害リスク軽減につなげるためとして雨水 浸透桝の整備がでてきますが、グリーンインフ ラの概念というより、これこそがEco-DRRではな いのでしょうか。	雨水浸透桝の整備については、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)につながる効果もあります。 まちなかの街路樹の整備の一環であることから、「道 路のグリーン化」に分類し、取り組んでいくこととし ています。	②参考
14	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	街路樹の様々な機能に応じて維持管理を行うかるの様々な機能に応じて維持であれば代系のであれば代系であるとありますがあるとありますである。 7月には四日では路崎に車が激突して小さな子供がでは四日ではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないの	街路樹には、さまざまな機能があり、道路施設の一部として、その機能を果たしているところです。そのうちの一つには、歩行者を物理的・心理的に車から守るという機能もあります。 道路の維持管理の一部として、白線や凸凹と同じく安全な道路管理に努めてまいります。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
15	第4章 基本的施策3 (社会福祉施設)	県立病院等における取組はありますが、社会福 祉施設が主でその取組はないのでしょうか。 (条例第十一条では「社会福祉施設その 他・・・施設」で病院とは書かれていません)	本計画における「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設のほか、その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設として、医療施設や学校等も含んでいます。 また、社会福祉施設については、花とみどりを契機とした交流促進や施設の緑化推進につながるよう、施設における花壇の設置・植栽等の活用事例の情報提供に取り組みます。	②参考
16	第4章	花とみどりの文化振興については、学校教育の場でもっと多く自然やみどりの大切さを教えてあげてほしいと思います。環境に無知な世代が作った現状、若い世代には欠かせない教育であり繰り返してはなりません。今後最も大切な教育の一つだと思います。すべての人が関心をもつように。	学校教育において花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動は重要であると認識しており、本計画においても基本的施策5で学校における花育の取組や、花とみどりを活用した教育、花とみどりを活用した教育活動への支援等に取り組みます。	②参考
17	(文化の振興)	(2) 花とみどりに関する文化の紹介取組1:街路樹に親しむためのPR 県内の美しい並木道について情報発信をするとありますが、それだけで効果があるのでしょうか。そもそも街路樹文化が何か分からないという意見を、条例のパブリックコメントで出していましたが、これも議論がされていません。何のためのパブリックコメントなのでしょうか。	条例では、「街路樹文化」を「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えています。 街路樹には良好な景観の形成以外にもさまざまな効用があるため、それらも含めて街路樹PRを行うことで、街路樹に親しみを感じていただけるようにしていきます。	①反映 〔最終案 P41

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
18	第4章 基本的施策7 (人材育成等)	(1)人材の育成・確保 取組2:県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得 国家資格取得には有利である実際の は確かで企業でありませんがませんでありませんででありませる。 とにとの就とでありませんがませいまりである。 といる人がませいののでははできるではないできれている。 そもりいしているでは、学力と思解がないと思んでは、 そもりいと思していなができないでありではないののでは、 をではないとののでは、 をできないとののでは、 がるがあるがあれていながのである。 があるがであるがあるがであれていながのでははないのでは、 のではないがであるがあるがではないのではないのでは、 のでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるがいのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がいのでは、 がるがいたがいた。 はないのでは、 がるでは、 がるでは、 がるでは、 がるでは、 がるがいた。 はないのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるがいか。 はないのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるが、 がるがいた。 はないのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるのでは、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がる	花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成することは重要であると認識しています。本計画においても、花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の確保、技術力向上支援、経営指導に取り組みます。 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。 そのために必要な知識・技術の習得や職員の資質向上に努めます。	②参考

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方	対応区分
19	第5章 3 各主体の役割	県内の生産者です。 花みどりの条例ができて、県内で生産する花とみどりを活用すると書いてあったので、期待していました。 県庁舎における緑化や植栽の推進とありますが、維持管理がまず書いてあり、あまり積極的に使っていただけるように思えません。県産のものを使っていただけるかも分かりません。(62ページに少しだけ書いてありますが本気度が感じられません。) 県の施設や道路でどれぐらい県産のものを使っていただけるかを書いていただけないでしょうか。	条例第6条において、県産花きの活用に努めることとなっておりますので、県の施設や道路において、県産の花とみどりの活用をより一層進めるため、県の各部が連携して取り組んでまいります。また、本計画では、県だけでなく、市町、県民及び事業者においても、花と県産花きを含めた花とみどりを活用する文化が醸成されるよう気運醸成を図ってまいります。	②参考
20	第5章 3 各主体の役割	(2)市町の役割 県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極 的に取り組みますとか、県内の事業者が生産す る花とみどりの調達に努めますとかになってい ますが、条例第八条では「市町に対し・・・活 用の推進に積極的に努めることを求めるものと する」となっています。整合しているのでしょ うか。	市町の役割についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。	①反映 【最終案 P73